

建設部監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和6年1月18日から同年3月27日まで

3 監査の対象及び範囲

建設部の所管に属する令和5年4月1日から同年11月30日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

- (1) 契約に関する事務

道路施設等に係る修繕（「道路施設等小破修繕その15」）について、修

繕料の支出金額に誤りはなかったものの、工事請負請書に記載された請負代金額のうち取引に係る消費税及び地方消費税の額に誤りがあったので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(道路維持課)

(2) 財産管理に関する事務

物品会計規則によると、課長等は所管する備品に備品整理票を貼付して整理しなければならないとされているが、リース期間の満了に伴って取得した次の備品について備品整理票が貼付されていなかったもので、必要な措置を講じるとともに、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

品 名	備品番号	金 額	取得年月日
カラークリナー	1000009602	162,000円	2023年2月1日

(土木用地課)